

## 審 査 基 準

平成13年6月12日作成

法 令 名：	道路交通法施行令
根 拠 条 項：	第13条第1項
処 分 の 概 要：	緊急自動車の指定
原権者（委任先）：	徳島県公安委員会
法 令 の 定 め：	徳島県道路交通法施行細則第8条（緊急自動車の指定）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	10日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：	徳島県公安委員会（徳島県警察本部交通部交通規制課）
問 い 合 わ せ 先：	徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 （088-622-3101 内線5173） 警察署交通課
備 考：	